

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会介護部会 (令和8年度第2回)

報告事項 第1号

介護予防・日常生活支援総合事業における介護報酬改定について

(資料1) 介護予防・日常生活支援総合事業における介護報酬改定について

(資料2) 参考資料



介護予防・日常生活支援総合事業における 介護報酬改定について

1 介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)におけるサービス単価の改定について

(1) 国の令和8年度介護報酬改定

介護報酬の改定は、原則として3年に1度行われる。直近では令和6年度に定期改定が行われ、通常、次回改定は令和9年度であるが、今回、介護分野の人材確保困難、他産業との賃金水準の差、物価や賃金の上昇等を踏まえ、令和9年度の定期改定を待たず、介護職員の処遇改善加算を拡充する改定が臨時的に行われた。

(2) 令和8年度介護報酬改定の主なポイント

- 1) 処遇改善加算の算定対象が、介護職員のみから介護従事者に拡大された。
- 2) 標準的な加算に加え、生産性向上等に取り組む事業者のための上位区分が新設された。
- 3) 新たに訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護支援等も処遇改善加算の対象となった。

※今回の改定では、基本の単位数に変更はなく、加算部分(処遇改善加算)のみ拡充された。

※処遇改善加算を算定するためには、事業所がそれぞれの算定要件(賃金改善や職員配置等)を満たす必要がある。

(3) 旭川市における改定内容

総合事業の第1号事業は、国が示す一律の介護報酬とは異なり、各市町村(保険者)が独自に単価や要件を設定できる仕組みである。本市が実施する第1号訪問事業(訪問型サービス)、第1号通所事業(通所型サービス)、第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)における介護サービス単価は、これまで国の基準と同額で実施してきており、今回の介護報酬改定にあたっては国の基準と同額となるよう、改定を行った。

(4) 適用時期

令和8年6月1日から適用する。

(5) 介護報酬単位数の変更点

1) 第1号訪問事業(訪問型サービス) ※ホームヘルプに相当

① 基本の単位数

変更前	変更後
要支援1・2の人、事業対象者 週1回程度 1,176 単位/月	要支援1・2の人、事業対象者 変更なし
要支援1・2の人、事業対象者 週2回程度 2,349 単位/月	要支援1・2の人、事業対象者 変更なし
要支援2の人 週2回を超える利用 3,727 単位/月	要支援2の人 変更なし

② 加算部分・減算

変更前	変更後
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)所定単位数の 245/1000 加算 (Ⅱ)所定単位数の 224/1000 加算 (Ⅲ)所定単位数の 182/1000 加算 (Ⅳ)所定単位数の 145/1000 加算	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)イ 所定単位数の <u>270/1000</u> 加算 (Ⅰ)ロ 所定単位数の <u>287/1000</u> 加算 (Ⅱ)イ 所定単位数の <u>249/1000</u> 加算 (Ⅱ)ロ 所定単位数の <u>266/1000</u> 加算 (Ⅲ)所定単位数の <u>207/1000</u> 加算 (Ⅳ)所定単位数の <u>170/1000</u> 加算

※「ロ」は今回新設されたそれぞれの加算の上位区分である。

2) 第1号通所事業(通所型サービス) ※デイサービスに相当

① 基本の単位数

変更前	変更後
要支援1の人、事業対象者 1,798 単位／月	要支援1の人、事業対象者 変更なし
要支援2の人 3,621 単位／月	要支援2の人 変更なし

② 加算・減算

変更前	変更後
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)所定単位数の 92/1000 加算 (Ⅱ)所定単位数の 90/1000 加算 (Ⅲ)所定単位数の 80/1000 加算 (Ⅳ)所定単位数の 64/1000 加算	介護職員等処遇改善加算 ※利用定員が19人以上の場合 (Ⅰ)イ 所定単位数の <u>111/1000</u> 加算 (Ⅰ)ロ 所定単位数の <u>120/1000</u> 加算 (Ⅱ)イ 所定単位数の <u>109/1000</u> 加算 (Ⅱ)ロ 所定単位数の <u>118/1000</u> 加算 (Ⅲ)所定単位数の <u>99/1000</u> 加算 (Ⅳ)所定単位数の <u>83/1000</u> 加算 ※利用定員が19人未満の場合 (Ⅰ)イ 所定単位数の <u>117/1000</u> 加算 (Ⅰ)ロ 所定単位数の <u>127/1000</u> 加算 (Ⅱ)イ 所定単位数の <u>115/1000</u> 加算 (Ⅱ)ロ 所定単位数の <u>125/1000</u> 加算 (Ⅲ)所定単位数の <u>105/1000</u> 加算 (Ⅳ)所定単位数の <u>89/1000</u> 加算

3) 第1号介護予防支援事業 ※介護予防サービス計画作成費

① 基本の単位数

変更前	変更後
介護予防ケアマネジメント費 442 単位／月	介護予防ケアマネジメント費 変更なし

② 加算・減算

変更前	変更後
(新設)	介護職員等処遇改善加算 所定単位数の 21/1000 加算

参考資料

1 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(1) 事業目的

介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)は、市町村が主体となり、地域の実情に応じて住民等の多様な参画を促すとともに、多様なサービスを拡充することを目的としています。これにより、地域における支え合い体制の構築を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援の実現を目指します。

(2) 事業内容

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されます。

事業		対象	目的	事業
総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	・要支援1・2の方 ・65歳以上で要支援1・2に相当する状態の方	地域における生活支援や介護予防のサービスの充実を図る。	・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防ケアマネジメント ・(生活支援サービス)
	一般介護予防事業	・65歳以上の旭川市民の方	要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図る。	・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業

(3) 旭川市における始期

平成29年度事業開始

(4) 財源

国25%、道12.5%、市12.5%、第1号被保険者の保険料23%、
第2号被保険者の保険料27%

2 介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)の利用状況

(1) 訪問型サービス(第1号訪問事業)

	令和6年度(実績)	令和7年度(実績)	令和8年度(見込)
請求件数	18,810 件	19,604 件	18,753 件
事業費(実績)	344,453,361 円	365,811,012 円	373,795,944 円

(2) 通所型サービス(第1号通所事業)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度(見込)
請求件数	38,007 件	39,622 件	40,400 件
事業費(実績)	921,323,549 円	967,629,121 円	988,263,498 円

(3) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度(見込)
請求件数	30,122 件	30,480 件	30,625 件
事業費(実績)	137,119,813 円	139,074,500 円	143,938,793 円

(3) その他

○ 第1号被保険者数

(各年4月1日現在)

年齢	令和6年度	令和7年度	令和8年度
65 歳以上 75 歳未満	49,207 人	46,486 人	44,532 人
75 歳以上	63,201 人	64,669 人	66,356 人
合計	112,408 人	111,155 人	110,888 人

○ 要支援認定者数(第1号被保険者)

(各年4月1日現在)

認定区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業対象者※	1 人	2 人	6 人
要支援1	5,726 人	5,845 人	6,020 人
要支援2	2,749 人	2,835 人	2,885 人
要支援等計	8,476 人	8,682 人	8,911 人

※事業対象者とは、65歳以上で要支援1・2に相当する状態の方です。